

日本胎児心臓病学会会則

(名称)

第1条 本会の名称は、日本胎児心臓病学会、欧文名：Japanese Society of Fetal Cardiology (JSFC) とする。

(目的)

第2条 本会は胎児心臓病学の発展と胎児周産期医療に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 第2条の目的を達するために以下の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 教育研修の実施
- (3) 胎児心臓病学の発展と胎児周産期医療に貢献する事業
- (4) その他

(会員)

第4条 本会は次の会員で構成される。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する研究者および医療関係者で、会費を添えて細則に定める入会手続きを事務局に提出し、理事会と評議員会の承認を得た者。
- (2) 名誉会員 満65歳を越えた正会員で本会に特に功績がある個人であって、理事会が推挙し、評議員会の承認を経て、委嘱される。年会費は終身免除される。
- (3) 顧問 本会の目的を達成するために助言や指導を依頼する個人であって、理事会が推挙し、評議員会の承認を経て、委嘱される。

(役員)

第5条 本会は次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
理事長不在時は副理事長から代行をたてる。
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理事 若干名

(4) 評議員 若干名

評議員は満65歳を迎えた年の12月31日をもって定年とする。

(5) 監事 1名

(6) 顧問 若干名

学術集会会長の任期は、学術集会終了までとする。他の役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。評議員はその意思を表明し再任とする。評議員は評議員会に参加する責務があるが、正当な理由なくして、2年間、連続2回以上評議員会を欠席したものは評議員会の審議にてその任を解くことができる。

(役員職務)

第6条 役員は、次の職務を行う。

(1) 理事長は、学会を組織し、会務を執行し、理事会、評議員会および総会を主催する。

(2) 副理事長は、理事長を補佐する。

(3) 理事は、理事長に指名され、理事会を組織して学会の目的を達成するための事業の計画およびその遂行を行う。

(4) 理事長は本会の目的に従う事業を遂行するために、必要により各種の委員会、あるいは部会を組織することができる。

評議員は、各委員会活動に参加する事を義務とする。評議員会を組織し、重要事項を審議する。

(5) 監事は、会務と財政を監査する。

(6) 顧問は、本会の目的を達成するために助言や指導する。

(役員選出)

第7条 役員を選出について以下のように定める。

(1) 理事長は評議員の中から選任される。理事長選についての規約は別途定め、評議員会で承認する。

(2) 副理事長は理事長の指名を受け、評議員会で承認する。

(3) 理事は理事長の指名を受け、評議員会で承認する。

(4) 評議員は、評議員2名により推薦を受けて推挙され、立候補する。理事会および評議員会にて承認する。会員歴3年と少なくとも学術集会での筆頭演者また

は共同演者としての発表が必要である。地域性と専門性を考慮し、正会員のおよそ5%程度とする。立候補の締め切りは前年の6月末日までとする。

(5) 監事は、会員の中から理事会が推挙し、評議員会の承認を経て、委嘱される。

(6) 顧問は、理事会が推挙し、評議員会の承認を経て、委嘱される。

(理事会)

第8条 理事会について以下のように定める。

(1) 理事長は本会の目的に従う事業を遂行するために、理事会を年2回招集し、議長を行う。

(2) 理事会は、以下の事項を審議し決定する。

- ① 事業計画および予算の執行
- ② 事業報告および決算報告
- ③ 本会の解散

(3) 理事会は各委員会および部会を理事長の指示のもとに組織する。

(4) 理事会の開催は全理事の3分の2以上の出席を必要とする。委任状は出席に数えることができる。

(5) 議事の議決は出席者の過半数の賛成で決定する。可否同数の場合は議長の決すところによる。

(評議員会)

第9条 評議員会について以下のように定める。

(1) 評議員会は、評議員で構成し、重要案件を審議し決定する。

- ① 正会員の入退会の承認
- ② 評議員、名誉会員、監事、顧問の推挙
- ③ 次期学術集会会長の選出
- ④ その他

(2) 評議員会の議長は理事長があたる。

(3) 評議員会の開催は全評議員の2分の1以上の出席を必要とする。委任状は出席者に数えることができる。

(4) 議事の議決は出席者の過半数の賛成で決定する。可否同数の場合は議長の決すところによる。

(5) 顧問は評議員会に出席して意見を述べるができるが、議決権はない。

(学術集会)

第10条 学術集会については以下のように定める。

- (1) 本会は、学術集会を年に1回開催するものとする。
- (2) 学術集会ごとに会長を各1名置く。
- (3) 会長は学術集会を主宰する。
- (4) 会長は、理事会で推薦し、評議員会で決定する。

(総会)

第10条 総会は正会員で構成され、理事長は毎年1回の定時総会を開催する。

理事長は、総会で次の事項について報告する。

- ① 事業報告および収支決算
- ② 事業計画および収支予算
- ③ 役員の選出および補充
- ④ その他

(補則)

第11条 本会則の変更は理事会、評議員会の議決による。

第12条 この会則の施行について必要な細則および附則は、評議員会の議決を経て、理事長がこれを定めることが出来る。

第13条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。
この会の事業計画及びそれに伴う収支決算は、会計年終了に監事の監査を経て理事会で承認し、評議員会の議決を受けなければならない。

細則

第1章 理事長の選出

第1条 理事長の選出は、この細則に従って行う。

- 第2条 理事長選挙は選挙管理委員会がその業務を管理する。選挙管理委員は評議員の中から評議員会の協議をへて理事長が指名した委員4名をもって構成し、互選により委員長を選出する。任期は3年とする。
- 第3条 選挙人および理事長選挙の被選挙人は理事長選挙の行われる時点の評議員とする。選挙管理委員は理事長候補となることはできない。
- 第4条 選挙管理委員は理事長候補者一覧表を作成し、被選挙人に関する公示を行う。
- 第5条 理事長選挙は以下のごとく施行する。
- 第6条 投票は所定の添付ファイルを用い、全国一斉に電子メールによって行う。
- 第7条 投票締切日までの返信を有効とする。メールの送り先は日本胎児心臓病学会理事長選挙管理委員会（原則として選挙管理委員長のメールアドレスを使用）とする。
- 第8条 得票数が同じであるときは選挙管理委員長が委員にはかりこれを定める。
- 第9条 記入に著しい不都合があった場合は選挙管理委員会により無効とすることができる。
- 選挙管理委員長は、開票後ただちに当選者に通知し、当選者が辞退、死亡したときは得票数の次位のを順次繰り上げ当選とする。
- 第10条 理事長の選出にあたって、日本胎児心臓病学会会則、同理事長選挙規約に定めない事項については、選挙管理委員会の権限に属するものとする。

第2章 顕彰 里見賞

- 第1条 本賞は Fetal Cardiology の領域で、最も prospective medicine に貢献した医療チームと臨床研究を表彰するものである。本賞は「チーム医療部門」と「研究部門」の2部門を設ける。
- 第2条 賞についての規約は別途定め、理事会、評議員会で承認する。

第3章 胎児心エコー登録および胎児心臓超音波検査専門施設

- 第1条 胎児心エコー登録は胎児心エコー検査ガイドラインにある胎児心エコー検査レベルIIの検査を可能な限り全国集計し、保険収載されている胎児心臓超音波検査の現状を把握することを目的とする。日本胎児心臓病学会が認定する胎児心臓超音波検査専門施設の申請をする際に必要な基本データともなる。

第2条 胎児心エコー登録および胎児心臓超音波検査専門施設についての規約は別途定め、理事会、評議員会で承認する。

第4章 事務局、会費、その他

第1条 本会の事務局は東京都新宿区筆筒町43 新神楽坂ビル2階 有限会社ビジョンブリッジ内に置く。

第2条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金を持って支弁する。

第3条 医師の年会費は5000円、医師以外の医療従事者の年会費は3000円と定める。

第4条 会員は細則に定める会費を納入しなければならない。既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第5条 入会手続き及び年会費納入の方法として以下の2通りを定める。

① 学術集会時の入会又は年会費納入

学術集会事務局が、学術集会中に会員情報の取得及び年会費の徴収を行い、これを事務局に納入する。

② 学術集会期間以外の入会又は年会費納入

学会事務局代行業者により会員情報の取得及び年会費の徴収を行う。入会希望の場合は事務局による資格審査を経て、入金を確認した日をもって入会とし、学会事務局代行業者が会員登録をする。評議員会の承認を経たものを正会員とする。

第6条 退会 退会を希望するものは、退会届けを事務局に提出し、評議員会の承認を受ける。

第7条 休会 正会員が留学等のために休会を希望する場合は事務局に申請することで休会と認められる。休会中は年会費の徴収を受けないが、継続会員年数としては加算されない。

第8条 会員資格の喪失 次項のいずれかに該当する場合は、会員資格を喪失するものとする。

① 死亡したとき

② 会費を所定の手続きを経ず2年以上滞納したとき

③ 本会の名誉を著しく傷つけ本会の目的に反する行為があったとき

第5章 委員会

第1条 本会の常設委員会は、総務委員会、学術委員会、教育委員会、広報委員会、家族支援委員会とする。他の委員会の設置は理事長が決定する。

第2条 委員会の委員の任命、業務については別途定め、理事会、評議員会で承認する。

第6章 胎児心エコー認証医

第1条 本会が、認証するところの胎児心エコー認証医制度は、胎児心臓病: Fetal Heart Disease (FHD) 診療の

ための胎児心エコー図に熟達し、胎児心エコーの普及と教育ができる医師の養成とその生涯教育を通じて

FHDの周産期治療成績向上に寄与することを目的とする。

第2条 胎児心エコー認証医についての規約は別途定め、理事会、評議員会で承認する。

附則

2005年7月 7日 第14回評議員会において改訂承認された。

2006年2月18日 第15回評議員会において改訂承認された。

2010年2月18日 第23回評議員会において改訂承認された。

2013年2月16日 第27回評議員会において改訂承認された。

2014年7月 5日 第30回評議員会において改訂承認された。

2015年5月10日 持ち回り評議員会で改訂承認された。

2017年3月 3日 第33回評議員会において改訂承認された。

2018年7月 6日 理事会において改定承認された。

2020年6月 22日 第36回評議員会において改訂承認された。